

令和 8 年第 6 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 10 日（水） 午後 4 時 00 分～
2. 開催場所 宇土市役所 1 階 会議室 1
3. 出席委員 10 名
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 上村博文
小森公明 芥川高一 鎌賀和夫 太田桂子
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2 名
境 良一 芥川清二
5. 推進委員出席者 福島 至 中山茂樹 関 輝明 谷山次則
小田健夫 齊藤栄一郎 重元太郎 長溝鉄夫
松下清史 本田英二 本田善尚 野田秀則 田中一昭
6. 議事録署名者指名 鎌賀和夫 議長
議事録署名委員 加悦委員 小森委員
7. 議 事
 - (1) 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第 22 号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告 第 6 号 許可不要転用届について

事務局 令和 8 年第 6 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、境会長及び芥川清二委員がご欠席ですが定数の過半数を超えています。よって本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせて頂きます。次第 2 の会長挨拶、本日は境会長が欠席のため、職務代理者の鎌賀副会長よりご挨拶をお願いします。

鎌賀副会長 こんにちは。田植えやタバコの収穫などでお忙しい中にご出席頂きまして有難うございます。ケガの無いよう作業をされてください。本日は境会長に代わり議長を務めますが、不慣れですのでみなさまのご協力をお願いし

ます。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により鎌賀副会長に議長をお願いします。

鎌賀議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 それでは、加悦委員さんと小森委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について確認委員の小森委員より説明をお願いします。

小森委員 議案書に記載のとおりです。問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。申請地までの通作距離は車で 7 分、農業年数は 5 年、農機具を所有し、主たる作物は真柏、松、もみじになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 議案書に記載のとおりの内容です。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。申請地までの通作距離は車で 5 分、農業年数は 13 年、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 譲渡人が耕作できなくなり、新規就農者に譲るものです。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。申請地までの通作距離は約 600m、譲渡人から農機具をリース予定で、新規就農のため、営農計画書が添付されています。たる作物は米、スナップエンドウになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので 3 番について承認します。以上、議案第 19 号について 3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは、申請番号 1 番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 議案書に記載のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。申請人は北段原町に居住する個人です。昭和 57 年頃から周辺が宅地となり、接する道路も公衆用道路として使用されていたことから、近隣住民の意向により既に申請地を道路として整地・使用されていたため、始末書添付の案件です。転用後、宇土市へ寄付を行うとのことです。なお、申請地は、都市計画の用途地域であるため第 3 種農地となります。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 議案書に記載のとおりです。既に現況は農地ではなくなっており、申請人は宇土市外に在住です。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。申請人は熊本市に居住する個人です。申請地は実家の隣接地で、平成 17 年頃からすでに車庫として使用されており、転用の手続きが必要とは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。現在、隣接地には申請者の妹が居住しています。なお、申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500m 以内に、宇土東小学校および宇土東保育園があるため、第 3 種農地となります。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 議案書に記載のとおりです。隣接地は以前、転用申請をした箇所だが、駐車場が狭いなどのため申請されるものです。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。申請人は岩古曾町に居住する個人です。申請地の隣接地に新居を建築中で、駐車場が不足すること、物置等を置くスペースが必要であることから、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので3番について承認します。以上、議案第20号について3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは、申請番号1番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 議案書に記載のとおりです。資材置場が不足するため申請されるものです。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。申請人は水町に居住する個人です。父親の経営する自動車整備会社の資材置場が不足しているため、新たな資材置場用地を探していたところ、申請地は既存の資材置場に隣接しており、利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上

です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 議案書に記載のとおりです。保育園の横に蓄電池を設置されるものです。初めてのことでありますが、ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。申請人は福岡市で系統用蓄電池の建設業等を営む法人です。系統用蓄電池とは、街の電線に直接つながっている巨大なモバイルバッテリーのようなもので、余った電気を貯めて、必要な時に出す、電気の貯蔵庫的な役割をもっているとのことです。申請地は蓄電池設置に十分な広さがあり、搬入やメンテナンスの際の周辺への影響が少ないと考え、今回の転用申請となりました。搬入時の安全確保や、火災等万が一の備えについては、近隣住民への説明を行っているとのことです。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

加悦委員 地域住民への説明は行われたのか。

事務局 申請地の半径 100m 以内には申請人が説明して回ったとのことです。

鎌賀副会長 宇土市に対する当該地の申請は農業委員会だけか。

事務局 当該地は 1,000 m²以上の開発のため、都市整備課への申請が必要になる。その際、関係部署から指示等を行い、農業委員会では農地転用の可否を判断する。

鎌賀議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番について確認委員の長溝委員より説明をお願いします。

長溝委員 議案書に記載のとおりです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。申請人は馬之瀬町に居住する個人です。申請地の道向いの宅地を購入し、居住していますが、敷地内には植木用の小屋の設置やレモンの木などを植える予定で、車の駐車スペースが不足してしまうことから、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので3番について承認します。次に、申請番号4番について確認委員の長溝委員より説明をお願いします。

長溝委員 議案書に記載のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

鎌賀議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。申請人は笹原町で海産物の製造販売等を営む法人です。申請地は、法人の代表者である貸人が、畑地として耕作するために平成29年に取得しましたが、周囲に住宅や工場が増え、日影の影響から作物の生育に支障が出たため耕作を断念したとのことです。

その後、会社の都合で平成 30 年 10 月頃より駐車場、駐輪場として使用していたため、始末書添付の案件です。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

鎌賀議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしということですので 4 番について承認します。以上、議案第 21 号について 4 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 22 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 18 ページをご覧ください。これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積等促進計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。18 ページ 49 番及び 50 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、利用権の新規設定となります。

次に 19 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定等による農地集積の状況を示していて、今月は畑が 6,687 m²となっています。

最後に 20 ページをご覧ください。各地区の農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は 28,758 筆の 23,828,884 m²となっております。各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第 3 条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したもので、先月から数値の変化はありません。以上です。

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 異議なしですので、議案第 22 号について承認します。次に、報告第 6 号「許可不要転用届について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。22 ページをお開きください。届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。番号 1 番は、宇土不知火線バイパスの網引側部分の工事のための転用になります。番号 2 番は、中登川の砂防事業のための転用になります。番号 3 番は、宮の前川の砂防事業のための転用になります。農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号において、「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

鎌賀議長 ご意見ないようですので、報告第 5 号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和 8 年第 6 回の総会を閉会します。

議 長 鎌賀 和夫

議事録署名人 加悦 雅浩

議事録署名人 小森 公明